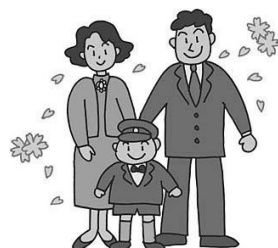


# 町からののお知らせ



## 名士バスの時刻表改正について

令和6年4月1日より名士バスの時刻表が一部改正となります。  
改正後の時刻表は興部町ホームページに掲載しております。  
QRコードよりご確認ください。



■お問合せ 総務課 総務係 TEL82-2131

## 狂犬病予防注射ができる動物病院のお知らせ

興部家畜クリニックでは、狂犬病予防注射の接種を受けることができます。  
狂犬病予防注射を受ける場合は、**事前の予約が必要**となりますので、下記により申し込みをお願いいたします。また、車をお持ちでない方で来院できない方については、往診もできますのでご相談ください。※往診料は別途かかります。

◎病院名 「**興部家畜クリニック**」代表(院長) **豊岡 郁真**

○住所 興部町北興108番地

○受診時間 14:00から18:00まで

○電話番号 090-6298-2732 (小動物専用回線)

○ホームページ <https://okoppe-t-clinic.com>



◎狂犬病予防注射料金

注射料金	3,240 円	注射料	2,690 円
		注射済票交付手数料	550 円

※往診する場合：往診料330円が別途かかります。

《町からののお知らせ》

◎犬を飼っている方へ

・新たに生後91日以上の犬を取得したときは、30日以内に役場住民課住民活動係・環境係の窓口で登録をしてください。なお、**予防注射は毎年必ず受けなければなりません。**

・犬の鑑札と狂犬病予防注射票は、犬の首輪につけてください。迷子になったときの手がかかりにもなります。また、飼い犬が死亡したとき・飼主の住所が変わったときは、役場にお知らせください。

■お問合せ 住民課 住民活動・環境係 TEL82-2164

## 興部町会計年度任用職員の公募について

興部町では、給食センターに勤務するパートタイム会計年度任用職員を次のとおり募集いたします。

- 職種 給食調理員(半日勤務)
- 採用人数 1名
- 採用期間 採用日から令和7年3月31日
- 勤務場所 学校給食センター
- 勤務時間 月曜日～金曜日 8:00～12:00
- ◎**応募締切 4月26日(金曜日) 17:15まで**
- 応募条件 興部町内に在住、または在住可能な方
- 申込先 総務課 総務係
- 提出書類 履歴書(写真付) 1通
- 選考方法 書類選考または面接により決定

■お問合せ 総務課 総務係 TEL82-2131

## 令和6年度 危険物取扱者試験・消防設備士試験のご案内

令和6年度第1回危険物取扱者試験および第1回消防設備士試験が下記の日程により実施されますので、お知らせいたします。

受験希望の方は紋別地区消防組合消防署興部支署予防係までお問い合わせ下さい。

また、インターネットによる受験申請(電子申請)をされる方は、(財)消防試験研究センターのホームページ(<https://www.shoubo-shiken.or.jp>)をご覧ください。

◎試験日 **5月19日(日曜日)**

○受験願書の受付期間 **【書面申請】4月 4日(木曜日)～4月11日(木曜日)**  
**【電子申請】 同 上**

○試験の種類および試験地

区分	試験の種類	試験地
危険物取扱者試験	甲種 乙種(第1～6類) 丙種	函館市・旭川市・北見市・苫小牧市・帯広市 釧路市
	乙種(第1～6類) 丙種	小樽市・岩見沢市・紋別市
消防設備士試験	甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	札幌市・函館市・旭川市・北見市・苫小牧市 帯広市・釧路市

■お問合せ 紋別地区消防組合消防署興部支署 予防係 TEL82-2136

# 各種福祉手当制度のご案内

手 当 名	児 童 扶 養 手 当	特 別 児 童 扶 養 手 当	障 害 児 福 祉 手 当	特 別 障 害 者 手 当		
受 給 者	支給要件に該当する児童(18歳到達後の3月31日までの者または障害児(20歳未満)の父または母、その他養育者。 以下の場合は受給できません。 ①児童が日本国内に住所を有しない。 ②児童が里親に委託されている。 ③受給者が日本国内に住所を有しない。	支給要件に該当する障害児(20歳未満)の父または母、その他養育者。 以下の場合は受給できません。 ①養育している児童が日本国内に住所を有しない。 ②養育している児童が障害を支給事由とする年金等を受給している。 ③養育している児童が施設に入所している。 ④受給者が日本国内に住所を有しない。	重度障害児(20歳未満)本人。 以下の場合は受給できません。 ①障害を支給事由とする給付等を受給している。 ②障害者施設に入所している。	重度障害者(20歳以上)本人。 以下の場合は受給できません。 ①障害者施設に入所している。 ②病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院している。		
支 給 要 件	①父母が婚姻を解消した児童	※身体(下記の障害や、内部障害(心臓や腎臓等))、精神、知的、その他疾患の障害の程度により認定され、認定基準には細かな規定があり、規定の診断書に基づいて決定されます。 ※下記は認定基準の抜粋項目となりますので目安として御参照願います。				
	②父または母が死亡した児童	障 害 別	1 級	2 級		
	③父または母が一定程度の障害の状態にある児童	眼	両眼の視力の和が0.04以下のもの	両眼の視力の和が0.08以下のもの	両眼の視力の和が0.02以下のもの	「表A」の障害が2つ以上ある方または、「表A」の障害が1つと「表B」の障害(表Aと異なる障害)が2つ以上ある方。 表 A 表 B
	④父または母が生死不明の児童	聴 覚	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの	両眼の視力の和が0.04以下のもの 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	⑤父または母が1年以上遺棄している児童	平 衡 機 能		平衡機能に著しい障害を有するもの		平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
	⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童	そしやく・嚔下機能		そしやくの機能を欠くもの		そしやく機能を失ったもの
	⑦父または母が1年以上拘禁されている児童	音 声 又 は 言 語 機 能		音声または言語機能に著しい障害を有するもの		音声または言語機能を失ったもの
	⑧婚姻によらないで生まれた児童	上 肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 一上肢のすべての指を欠くもの 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	⑨遺棄などで父母がいるかいないかが明らかでない児童	下 肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの 両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢のすべての指を欠くもの 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 一下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢の用を全く廃したもの 両大腿を2分の1以上失ったもの	両下肢の機能に著しい障害を有するもの または両下肢を足関節以上で欠くもの
		体 幹	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの。	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	肢 体 の 機 能	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの			
	そ の 他	上記のほか、内部障害(心臓、肝臓等の臓器、呼吸器、血液疾患等)、精神、知的の障害であって、前各号と同程度以上の場合など				
申 請 書 類	児童扶養手当認定請求書 養育費等に関する申告書 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 同居扶養義務者に関する調書 同意書(所得状況等の確認) 住民票(世帯全員) 戸籍謄本 振込先のわかるもの 年金手帳 振込先のわかるもの マイナンバーのわかるもの	特別児童扶養手当認定請求書 特別児童扶養手当認定診断書(障害別) 特別児童扶養手当振込先口座申出書 同意書(所得状況等の確認) 住民票(世帯全員) 戸籍謄本 振込先のわかるもの 身体障害者手帳 療育手帳 マイナンバーのわかるもの	障害児福祉手当認定請求書 障害児福祉手当認定診断書(障害別) 障害児福祉手当所得状況届 同意書(所得状況等の確認) 住民票(世帯全員) 戸籍謄本 振込先のわかるもの 身体障害者手帳 療育手帳 マイナンバーのわかるもの	特別障害者手当認定請求書 特別障害者手当認定診断書(障害別) 特別障害者手当所得状況届 同意書(所得状況等の確認) 住民票(世帯全員) 戸籍謄本 振込先のわかるもの 身体障害者手帳 療育手帳 マイナンバーのわかるもの		
※その他状況に応じて必要書類が追加される場合がありますので申請される際は事前にご連絡等によりご確認ください。						
手続き先:福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課社会福祉係(Tel.82-4120)						

## 元気と若さをもらう会 新規会員募集のお知らせ

「元気と若さをもらう会」では、閉じこもりを予防し、いつまでも健康でいきいきと生活していけることを目標に中央公民館2階の講堂で毎月2回、冬期(12月から3月)のみ沙留公民館の講堂で毎月1回、体操実践を中心に活動しています。おおむね65歳以上の方で、ご自身で会場に来ることができる方であれば、どなたでも参加できます。また、申し込み等の手続きもございませんので、気楽にお近くの会場までお越しください。

○時間 13:30~15:00

○場所 中央公民館 2階講堂(12月から3月は沙留公民館講堂でも)

◎日時 令和6年4月10日(水曜日) ・ 4月24日(水曜日)

※令和6年5月以降の開催日につきましては、下記連絡先までお問い合わせいただくか、興部町公式HPをご参照ください。

○参加料 無料

○持ち物 タオル、飲み物、運動用の靴など(各自ご持参ください)

■お問合せ 福祉保健課 健康推進係 Tel82-4170



## ご利用ください、町の制度 重度身体障害者に対するハイヤー料金の助成制度

興部町では重度身体障害者の方に対して、ハイヤー等乗車料金の助成をしています。制度の内容は、以下のとおりです。

〈主旨〉

身体障害者の生活圏の拡大と社会参加の促進を目的に、町内に事業所を有するハイヤー事業者、福祉輸送事業者が運行するハイヤーおよび介護タクシーを利用した場合の乗車料金を助成いたします。

〈利用可能事業所〉 ONPO法人わたぼうし(興部町仲町) Tel82-7733

○興部交通(有限会社下村運送)(興部町春日町) Tel82-2255

※予約等、ご利用については事業所へ直接お問い合わせください。

〈対象者〉 町内に住所を有し、次に該当する障害で身体障害者手帳の交付を受けている方

○下肢障害(1~2級) ○体幹障害(1~2級)

○視覚障害(1~2級) ○心臓機能障害(1・3級)

※障害者本人によるハイヤー等の利用が困難な場合は、同居している家族の方

〈助成額〉

住んでいる地区に応じて、助成券の枚数を年間36枚、54枚、90枚の3種類に別けて交付します。年度途中での交付については月割りの枚数となります。(助成券1枚は乗車基本料金相当額です) ※助成券は、1度に何枚使用してもかまいません。

〈申請先〉 福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課 社会福祉係 または 沙留出張所

■お問合せ 福祉保健課 社会福祉係 Tel82-4120

## 興部町高齢者等外出支援ハイヤー等利用助成について

興部町では高齢者等が日常生活に必要な交通手段の確保と外出の機会を持つことで、健康維持や介護予防などが図られることを目的として、ハイヤー等利用料金の一部を次のとおり助成いたします。

〈対象者〉

①町内に住所を有する、満75歳以上の方(来年3月末までに満75歳に到達する方を含む。)

②満65歳以上で自主的に自動車運転免許証を返納した方

※必要書類：運転経歴証明書または取消通知書の写し

③介護保険法の規定により要支援1以上の認定を受けた方

※必要書類：介護保険被保険者証の写し

④母子健康手帳の交付を受けている方で、手帳の交付から出産後2か月までの間の妊産婦

※必要書類：母子健康手帳

※重度身体障害者ハイヤー助成制度利用者は重複して利用はできません。

〈助成額〉

利用券1枚につき 300円です。

〈利用券の枚数〉

住んでいる地区に応じて、利用券の枚数を年間24枚、36枚、60枚の3種類に別けて交付します。年度途中での交付につきましては月割りの枚数となります。

〈申請手続〉

1. 令和5年度に利用されている方は、申請不要で「利用者資格者証」および「利用券」が送付されます。

2. 今年度中に満75歳に到達される方は確認書が送付されますので、利用の有無を返信願います。

3. 1・2以外の対象者は、高齢者等外出支援ハイヤー等利用申請書の提出が必要です。

〈利用方法〉

対象者は、「利用者資格者証」を運転手に提示し、降車時に料金に応じて「利用券」を提出するとともに、利用料金から利用券1枚当たりの助成金額を控除した額をお支払いください。 ※利用券は、1度に何枚使用してもかまいません。

〈申請先〉

福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課 社会福祉係 または 沙留出張所

■お問合せ 福祉保健課 社会福祉係 Tel82-4120

## 自転車用ヘルメットの購入費用に補助金を交付します

令和5年4月から自転車に乗るすべての人に対してヘルメットの着用が努力義務とされました。これを受け町では、自転車乗車中の交通事故の被害の軽減とヘルメット着用の普及促進を目的として、令和5年10月1日以降に購入したヘルメットの費用の一部に対し、補助金を交付します。

### ■補助額

限度額2,000円 一人 1個

※ヘルメットを購入した額に1/2を乗じた得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、2,000円を限度額とします。

ヘルメットは次のいずれかの承認を受けた新品のものに限ります。

- ・SGマーク（一般財団法人製品安全協会）
- ・JCFマーク（公益財団法人日本自転車競技連盟）
- ・CEマーク（欧州連合の欧州委員会）
- ・GSマーク（ドイツ製品安全法）
- ・CPSCマーク（米国消費者製品安全委員会）



### ■対象となる方

令和5年10月1日以降にヘルメットを購入し、町内在住で住民登録されている方  
※一人一回限り

### ■対象とならない方

- ・小学生、中学生で町の交通安全協会からヘルメットの贈呈を受けている児童生徒
- ・令和5年9月30日以前に購入された方は対象外。（令和5年10月1日から令和9年3月31日までにヘルメットを購入したものが対象となります。）

### ■補助金申請の流れ

①ヘルメット購入後、所定の申請書に必要な書類を添付し住民課住民活動・環境係へ提出【必要な書類】

- 1) 本人が確認できるもの（免許証、マイナンバーカードなどのコピー）
- 2) 領収書等は、申請者または使用者の氏名、領収日、領収金額、購入先、購入品名が記載されているもの。
- 3) 安全性の承認を受けたヘルメットであることが分かる書類（自転車用ヘルメットの保証書の写し）
- 4) 補助金振込先が分かる通帳またはキャッシュカードのコピー

※購入に際し使用したカード等でのポイント使用分および送料は対象外となります。

②交付決定通知が届いたら、指定した口座に補助金が振り込まれます。

※振込までに2～3週間程度かかります。

### ■申請期間

自転車用ヘルメット購入費補助期間については、令和5年10月1日～令和9年3月31日までに交付申請がなされたものとなります。

### ■ホームページ/QRコード

詳細は興部町ホームページで確認 <https://www.town.okoppe.lg.jp>

■お問合せ 住民課 住民活動・環境係 TEL82-2164



## 住宅入居者募集のお知らせ

興部町では、次の住宅について入居者を募集します。  
申込者に応じて、申込時の必要書類が異なりますので、お早目にご相談ください。

＜公営住宅＞ 所得の月額基準：158,000円以下（裁量階層214,000円以下）

※家賃の他に共益費（石油給湯器使用料として2,000円、草刈料として泉町団地：500円、栄町団地：1,000円、新沙留団地：600円）が別途加算されます。

### 【先月に引き続き募集している住宅】

元町団地：(59-1-3棟) 3LDK 1戸  
泉町団地：(2号棟) 3LDK 2戸 (3号棟) 3LDK 1戸  
新泉町団地：(1-1棟) 3LDK 1戸  
新沙留団地：3LDK 3戸

### 【新規記載の住宅】

団地名	募集戸数	建設年度	構造等	間取り面積	法定家賃
		管理番号			
新沙留団地 公-9	1戸 (1階)	H15	鉄筋コンクリート造 2階建一部平屋建	3LDK 75.87㎡	22,100～ 43,400円
		439			

＜特定公共賃貸住宅＞ 所得の月額基準：158,001円～487,000円

### 【先月に引き続き募集している住宅】

新沙留団地：2LDK 1戸、3LDK 1戸

### ＜注意事項＞

※募集住宅の詳細は、興部町ホームページ (<https://www.town.okoppe.lg.jp>) または、下記へお問い合わせください。

※家賃は、所得に応じて変わります。

※所得の月額基準の裁量階層は、同居者に小学校就学前の方がいる場合など、一定の条件を満たす方が対象となります。

※原則、入居時に法定家賃の3ヶ月分を敷金として納めていただきます。

### 【入居申込資格】

・町税・上下水道料・保育料等に未納が無い方。

※他にも要件等がありますので、詳しくは、下記へお問い合わせください。

【申込期限】 4月15日（月曜日）17:15

■お問合せ 建設課 住宅管財係 TEL82-2166



## 風しんの抗体検査・予防接種のお知らせ

《44～61歳の男性の方、風しんの抗体を持っていると思込んでいませんか?》

国の事業により、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性に対し、風しんの抗体検査・予防接種を令和7年3月31日まで原則無料で実施しています。

対象の方に対し、4月中に実施方法等が記載された案内文書・無料クーポン券・予診票等を送付致します。

今年度が最後となりますので、対象者の方でまだ受けていない方は、これから生まれてくる世代の子どもを守るためにも風しんの抗体検査と予防接種を期間内に受けるようにしましょう。

■お問合せ 福祉保健課 健康推進係 Tel 82-4170

## 特殊詐欺電話対策装置を無料で貸し出しします

(防犯用電話自動応答「録音装置購入補助事業」および「録音装置の貸与事業」について)

町では、高齢者の方を、振込め詐欺・悪質な電話勧誘等から守るため、自動で警告メッセージを流し、通話内容を録音する装置を無料で貸し出しいたします。

「防犯用電話自動応答録音装置」とは?

ご使用の電話機に装置を取り付け、電話がかかってくると、呼び出し音が鳴る前に、自動応答メッセージ「この電話の通話内容は、防犯のため録音されています。あらかじめご了承ください。」と、警告が流れるため、この段階で通話を切る可能性が高くなります。さらに、受話器をとると、その通話内容を自動で録音するという、ふたつの効果で詐欺被害を未然に防ぎます。

「補助金」および「貸与」の対象要件等について

- (1) 興部町在住の高齢者世帯
- (2) 65歳以上のみの世帯
- (3) 日中の在宅者が65歳以上の者のみとなる常態の世帯

◎補助について(個人で購入を考えている方)

- 対象要件(1)～(3)に該当し、世帯員全員において町税等の滞納がない方が対象です。
- 助成内容：録音装置および電話機内蔵型の購入費の3/4を助成し、8,000円を限度額とします。
- 装置の購入、補助金の申請は、下記の指定業者一覧にお問い合わせください。装置の設置は個人で設置といたしますが、わからない場合は、役場職員が装置の設置を行います。【※指定業者一覧表】

住 所	指定業者名	電 話
興部町仲町	(株)阿部電気商会	82-2528
興部町仲町	(株)ソーゴ	82-2043
興部町本町	(株)マルコウ	82-2015
興部町沙留元町	安藤商店	83-2007

◎貸与について(貸し出しを希望する方)

- 対象要件：(1)～(3)に該当する方
- 貸出申請：所定の申込書により申請(役場住民課窓口もしくはQRコード)
- 貸出期間：設置した日から対象等でなくなったとき(返却の申出がない限り1年ごとに自動更新。)
- 貸出台数：1世帯1台
- 貸出負担：無料(ただし、紛失や破損等による費用は負担ください。)
- 録音装置の設置：個人での設置はできますが、役場職員による設置の確認が必要となります。
- 録音装置の返却等：①虚偽または不正の手段で貸与を受けたとき。  
②対象者でなくなったとき。  
③設置が不用になったとき。  
④故意または過失により紛失したとき。 など

※返却等内容

- ①～③で返却する場合は、自らの責任において録音した通話のデータを消去し返却
- ④の故意等によるものについては、録音装置を賠償もしくは、同等の録音装置をもって返却。

・ホームページ/QRコード

詳細は興部町ホームページで確認

<https://www.town.okoppe.lg.jp>



録音装置「貸与」にあたっての注意事項

- ①貸与の対象者であるかの確認のため、町職員が住民基本台帳の閲覧をします。
- ②録音装置の設置・撤去に際して別途工事が必要な場合は自己負担となります。
- ③電話回線や電話機の種類によっては、取付ができない場合があります。
- ④電気料金、電話料金および修繕・交換費用(保障期間は除く)は、自己負担となります。
- ⑤装置の目的外使用、譲渡、交換、転貸しまたは担保に供することはできません。
- ⑥ダイヤル式の電話機、ビジネスフォンには取り付けられません。
- ⑦録音データを町民の特殊詐欺被害の防止に利用するため、データの提供の協力をお願いすることがあります。
- ⑧録音装置の利用に関し、町からアンケート調査等の協力を依頼することがあります。

■お問合せ 住民課 住民活動・環境係 Tel 82-2164

※特殊詐欺被害に関するお問合せ 興部警察署 Tel 82-2110

## 『全国瞬時警報システム（Jアラート）』の 全国一斉情報伝達試験について

Jアラートによる情報伝達時の不具合発生を抑制し、非常時に備えるため、今年度については国による試験を下記のとおり実施予定とする通知がありましたのでお知らせいたします。

- 【実施予定日時】
- ① 令和6年 5月22日（水曜日） 11：00
  - ② 令和6年 8月28日（水曜日） 11：00
  - ③ 令和6年11月20日（水曜日） 11：00
  - ④ 令和7年 2月12日（水曜日） 11：00

なお、実施日が近づきましたら、事前に「町からのお知らせ」で周知いたしますのでご確認ください。

このシステムは、国民保護、地震、津波、気象、災害、武力攻撃などの発生時に迅速に対応するため、消防庁から発信される情報を役場の機器で受信し、住民に防災スピーカー等を通じてお知らせするものです。

※情報伝達試験は、住民の方々に参加・行動をお願いするものではありません。

（住民課住民活動・環境係、総務課情報防災係）

## 興部町 定住促進 住宅建設支援制度のお知らせ

興部町では、町民の方々や移住してきた方が町に定住していただけるよう、定住の促進および居住の安定を図るため、住宅を新築、増築、改築、または中古住宅を購入する方に対し、建設費用若しくは購入費用の一部を補助することを目的とした『興部町定住促進住宅建設支援条例』を制定し、令和2年度より実施しております。

支援の対象者や、補助金等の制度の内容については次のとおりです。

1. 制度の名称 興部町定住促進住宅建設支援条例
2. 対象者

(1) 興部町内に住宅を新築、増築、改築し、または中古住宅の購入により新たに固定資産税の納税義務者となりうる方で、主な要件は以下のとおりです。

- ① 興部町民および今後、興部町に転入しようとする方で、5年以上居住することを確約する方。
- ② 町税および町に納付すべき公共料金を滞納していない方。

※この他にも要件等がありますので、詳細については、町担当課係までお問い合わせください

3. 補助の金額および要件

(1) 新築工事、増築工事、改築工事

交付対象者	補助金額			
	町内建築業者による施工		町外建築業者による施工	
	対象床面積 1平方メートル 当たり	1戸当たり 限度額	対象床面積 1平方メートル 当たり	1戸当たり限度額
町民・転入者	15,000円	200万円	7,500円	100万円

(2) 中古住宅購入

交付対象者	補助金額
町民・転入者	購入に要した費用（購入費、土地取得費）に20%を乗じた額とし、1戸当たり 上限額は50万円

(3) 上記(1)および(2)により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、その金額を切り捨てるものとします。

4. 補助金の申込みから交付までの流れ  
補助金の交付は、工事または住宅を購入した翌年度に補助金を交付することとします。

(1) 新築工事、増築工事、改築工事

- ① 工事着工前に【定住促進住宅建設支援補助金申込書】を町に提出します。
- ② 町で申込書を受領し、内容確認の上、申込者に対して確認した旨の通知をします。
- ③ (建築基準法に係る確認申請手続き等終了の後、工事着工)
- ④ (工事完了)
- ⑤ 町担当職員による完了検査を実施します。

※1月1日から12月31日までの期間に工事が完了し、かつ、町担当職員による完了検査が終了した住宅について、翌年の補助金交付対象となります。

- ⑥ 完了検査が終了した翌年の4月1日から4月30日の期間に補助金の交付申請をしていただきます。
- ⑦ 町で審査を行い、支障がない場合は、補助金交付決定書により、交付対象者に通知し、速やかに補助金を交付します。

(2) 中古住宅購入

- ① 中古住宅購入前に【定住促進住宅建設支援補助金申込書】を町に提出します。
- ② 町で申込書を受領し、内容確認の上、申込者に対して確認した旨の通知をします。
- ③ (中古住宅購入完了)
- ④ 町担当職員による完了検査を実施します。

※1月1日から12月31日までの期間に購入が完了し、かつ、町担当職員による完了検査が終了した住宅について、翌年の補助金交付対象となります。

- ⑤ 完了検査が終了した翌年の4月1日から4月30日の期間に補助金の交付申請をしていただきます。
- ⑥ 町で審査を行い、支障がない場合は、補助金交付決定書により、交付対象者に通知し、速やかに補助金を交付します。

5. 制度の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

※令和6年12月31日までに、住宅を新築、増築、改築し、または中古住宅を購入し、かつ町による完了検査が終了している物件が対象となります。

◆申請および手続き等に関するお問い合わせについては、下記までお問い合わせください。

■お問合せ・申請 建設課 建築係 TEL 82-2166

## 「令和6年度 奨学生」の募集について

興部町では、教育の機会均等と教育の振興を図るため、学業成績が優秀で経済的理由により修学が困難な方に対し奨学金を交付しています。次により令和6年度に対象となる生徒を募集いたします。

### 1. 応募できる方

奨学金の交付を受けられる方は、本町の住民で次の各号に該当する方。

- (1) 高等学校（高等専門学校を含む。）または、これと同等の学校に就学する方、もしくは在学者
- (2) 健康で学業優秀、性行善良な方
- (3) 学資の支弁が困難な方

### 2. 応募方法および期間

**4月19日（金曜日）まで**に教育委員会が定める様式により、申請書および関係書類を添えて通学している高校（興部高等学校）に提出してください。関係書類については、高校（興部高等学校）または教育委員会にあります。

**※記載の高等学校以外の場合は、教育委員会までご連絡願います。**

### 3. 奨学生の選定および奨学金

- (1) 奨学生は、教育委員会の審査により決定します。
- (2) 奨学金は、月額10,000円として1年間交付します。また奨学金の返済については免除します。

### 4. その他

不明な点や詳しいお問い合わせは、教育委員会 総務学校係（Tel 82-2552）までご連絡願います。

## 興部町 雇用者 住宅建設支援制度のお知らせ

興部町では、従業員の方が居住するための社宅（雇用者住宅）を新築する事業者の方に対して、建設費用の一部を補助することを目的とした『興部町雇用者住宅建設支援条例』を制定し、令和2年度より実施しております。

支援の対象者や、補助金等の制度の内容については次のとおりです。

### 1. 制度の名称 興部町雇用者住宅建設支援条例

### 2. 対象者

(1) 雇用者住宅の新築工事により、新たに固定資産税の納税義務者となりうる興部町に現に住所を有する事業者で、主な要件は以下のとおりです。

- ①本町の区域内において、雇用者住宅の新築工事をする方
- ②国税、地方税および地方公共団体に納付すべき使用料等を滞納していない方

※この他にも要件等がありますので、詳細については、町担当課係までお問い合わせください。

### 3. 補助の金額および要件

#### (1) 戸建形式住宅、長屋若しくは共同住宅の新築工事

交付対象者	補助金額			
	町内建築業者による施工		町外建築業者による施工	
	対象床面積 1平方メートル 当たり	1戸当たり限度額	対象床面積 1平方メートル 当たり	1戸当たり限度額
興部町に現に住所を有する事業者	7,500円	100万円	3,750円	50万円

#### (2) 寄宿舍の新築工事

交付対象者	補助金額			
	町内建築業者による施工		町外建築業者による施工	
	1室当たり	1棟当たり限度額	1室当たり	1棟当たり限度額
興部町に現に住所を有する事業者	40万円	200万円	20万円	100万円

(3) 上記(1)および(2)により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、その金額を切り捨てるものとします。

### 4. 補助金の申込みから交付までの流れ

・補助金の交付は、工事または住宅を購入した翌年度に補助金を交付することとします。

- ①工事着工前に【雇用者住宅建設支援補助金申込書】を町に提出します。
- ②町で申込書を受理し、内容確認の上、申込者に対して確認した旨の通知をします。
- ③（建築基準法に係る確認申請手続き等終了の後、工事着工）
- ④（工事完了）
- ⑤町担当職員による完了検査を実施します。  
※1月1日から12月31日までの期間に工事が完了し、かつ、町担当職員による完了検査が終了した住宅について、翌年の補助金交付対象となります。
- ⑥完了検査が終了した翌年の4月1日から4月30日の期間に補助金の交付申請をしていただきます。
- ⑦町で審査を行い、支障がない場合は、補助金交付決定書により、交付対象者に通知し、速やかに補助金を交付します。

5. **制度の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。**  
※令和6年12月31日までに、雇用者住宅を新築し、かつ町による完了検査が終了している物件が対象となります。

◆申請および手続き等に関するお問い合わせについては、下記担当課係までお問い合わせください。

■お問合せ・申請 建設課 建築係 Tel 82-2166

## 畜犬取締り及び野犬掃とうの実施について

興部町畜犬取締り及び野犬掃とう条例第6条第2項の規定に基づき、次のとおり畜犬取締りおよび野犬掃とうを実施いたします。

〈実施期間〉 4月1日より9月30日まで

〈実施区域〉 興部町全域

〈実施方法〉 捕獲等

〈その他〉

①放し飼いは厳禁です。犬を飼育している場合は登録・予防注射を実施のうえ、檻にいれるか2メートル以内の丈夫な綱・鎖でつないでください。放し飼いの犬は、積極的に駆除していきます。飼い犬が逃げた場合は、役場や警察までご連絡願います。

②犬等ペットのフンは必ず始末してください。「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」により、他人へ迷惑をかけない飼い方も飼い主の責務となっております。条例を守られなかった場合、勧告、措置命令、罰則等が適用されます。リードをつけ、袋を持って散歩をするのも飼い主のマナーです。

③鳴き声に注意して下さい。動物の大きな鳴き声は、近所の人にとって迷惑となり、トラブルのもととなります。番犬として吠えることも大切ですが、無駄吠えをしないよう、しっかりとしつけを行ってください。犬の無駄吠えには、散歩に毎日行ったり、一緒に遊んであげたりと犬にストレスを溜めないようにすることも効果的です。

■お問合せ 住民課 住民活動・環境係 TEL82-2164

## ここいく広場のお知らせ

子育て世代の保護者や子ども達が気軽に集まり相談できる場所として『ここいく広場』を開催しています。

○場 所 福祉保健総合センターきらり 大会議室

○時 間 10:00~15:00

○対 象 興部町に住んでいる、妊娠期から子育て中の保護者とその子ども

○内 容 様々な遊具を使って自由に遊べます。希望者にはお子さんの計測や相談対応もしています。毎日の家事や育児の息抜きに、お気軽にご参加ください♪

○日 程 今年度前期の日程は下記の通りとなります。

・4月 8日(月曜日) ・5月13日(月曜日) ・6月10日(月曜日)

・7月 8日(月曜日) ・8月 5日(月曜日) ・9月 9日(月曜日)

※LINE や母子モ等での通知も実施しておりますので、登録をご希望の方は下記までご連絡ください。

■お問合せ 福祉保健課 健康推進係 TEL82-4170

## おこっぺ町地域づくりサポートの会 交流事業のお知らせ

### ◎手芸のつどい

町民の方と一緒に作品づくりを行う『手芸のつどい』を開催しております。月1回のひと時を手芸品づくりで楽しみたいと思いますのでどうぞお気軽にお越しください。年代は問いません、子育て中のお母さん、若い世代の方の参加も大歓迎です。

日程		予定作品
4月	19日 (金曜日)	作 品：ナインパッチのバッグ 持ち物：表布 50cm×50cm 裏布 50cm×50cm 持ち手布 10cm×50cm ※ナインパッチは会で用意します
5月	31日 (金曜日)	作 品：おしゃれステテコ 持ち物：表布 プリント 110cm×180cm ゴムテープ 2.5cm幅×1m
6月	14日 (金曜日)	作 品：サマーブラウス 持ち物：表布 110cm×150cm バイアステープ 0.8幅×75cm
7月	19日 (金曜日)	作 品：トートバッグ(3色使い) 持ち物：表布 A布 45cm×35cm B布 45cm×35cm C布 50cm×45cm 裏布 110cm×65cm キルト綿 110cm×45cm
8月	30日 (金曜日)	作 品：ベスト(着物地利用) 持ち物：表布 着物1枚 ゴムテープ 2.5cm幅×28cm
9月	20日 (金曜日)	作 品：リュックサック 持ち物：表布 45cm×1m 裏布 45cm×1m 丸ひも 2m 持ち手布 30cm×1m かぶせ蓋布 50cm×50cm

※各回の材料の他に裁縫道具をお持ち下さい。

※材料の都合がつかない方は事前にご相談下さい。

### ◎ミシンの日

『ミシンの日』は町民の皆さんにサロンにあるミシンを使って頂き、ご自由に作りたい作品を作る日です。ミシンの使い方は手芸グループの会員が説明いたします。

お子さんの道具袋や、服のリフォームや繕いなど、自宅にミシンが無い方、作り方に自信が無い方など裁縫の相談も可能ですので、どうぞお気軽にご利用ください。

【日 程】

○4月26日(金曜日) ○5月24日(金曜日) ○6月28日(金曜日)

○7月26日(金曜日) ○8月23日(金曜日) ○9月27日(金曜日)

※作りたい作品の材料(布・ミシン糸等)をご持参下さい。

○時 間 10:00~16:00(午前のみ、午後のみ参加も可能です)

※昼食時間 12:00~13:00

○場 所 ふれあいサロン『ほっと』(田中商店横)

○対象者 町民どなたでも参加可能です。

◎申 込 初めての方は、開催日の前日までに下記の問い合わせ先へお申込下さい。

■お問合せ 手芸活動グループ代表 西川 紀子 TEL 82-2283



## 生ごみの減量化対策補助のお知らせ

各家庭での生ごみの処理を促進し、ごみの減量化を図るため、町では生ごみ破砕機（ディスポーザー）等の購入に必要な経費を補助しております。補助金額につきましては、**購入価格の4分の3以内、最高75,000円まで**となっており、ディスポーザーについては1台3～4万円ほどの自己負担で設置することができます。

キッチンの形状によっては設置できない場合もありますので、詳しくは町内の排水設備指定業者にご確認ください。

また、生ごみ減量化の対策として、食品ロスを意識しながらディスポーザーを利用することで、生ごみを出す手間も軽減され、二酸化炭素の排出削減、ごみ処理費の削減にもつながります。今一度ごみ減量化に向けてご家庭で考えてみませんか。

**※以前に補助金を利用されている方につきましても、6年を経過すれば再度補助金を受けることが可能です。壊れて使わなくなってしまった方なども再度ご検討ください。**

■お問合せ 住民課 住民活動・環境係 Tel82-2164

## デイサービス介護職員（時間給契約職員）を募集します

興部町社会福祉協議会では、下記のとおりデイサービス介護職員（時間給契約職員）を募集します。

業務内容	○デイサービス利用者の入浴、排泄、食事の介助、送迎補助、レクリエーション業務が中心です。初心者、無資格者でも大歓迎です。 （認知症介護基礎研修を受講してもらうこととなります。）
勤務時間等	○8：30～16：30 ※日曜日は休日となります。 （最大で5時間程度、勤務日数についてはご相談に応じます。）
賃金	○1,011円/時間 ～ 1,061円/時間
各種手当	○通勤手当（片道10km以上） ○期末特別手当（12月）○処遇改善手当（3月）
加入保険	○労災
募集人数	1名
年齢要件	65歳未満で通勤可能な方
応募資格	資格問わず（介護職員初任者研修（旧2級ヘルパー）・介護福祉士 尚可）
申込期日	<b>4月30日（火曜日）まで</b>
提出書類	履歴書（顔写真付き） 1通 資格証明書（写） 1通
選考日時	面接により決定させていただきます。選考日時につきましては、応募者に別途ご連絡をさせていただきます。
お問合せ・申込	〒098-1603 興部町東町「きらり」内 興部社協デイサービスセンター（担当 瀬川）Tel82-4106

## デイサービス看護職員兼介護職員を募集します

興部町社会福祉協議会では、下記のとおりデイサービス看護職員兼介護職員の職員を募集いたします。

募集職種	デイサービス看護職員兼 介護職員（正規職員）	デイサービス看護職員兼 介護職員（時間給契約職員）
業務内容	○デイサービス利用者のバイタルチェック、医療的処置、送迎、入浴、排泄、食事の介助、レクリエーション業務が中心です。 男女問わず大歓迎です。	○デイサービス利用者のバイタルチェック、医療的処置、送迎補助、入浴、排泄、食事の介助、レクリエーション業務が中心です。 男女問わず大歓迎です。
勤務時間等	○月曜日～土曜日 8：30～17：30 4週8休、シフト制になります。	○8：30～16：30 日曜日は休日となります。 （最大で5時間程度、勤務日数についてはご相談に応じます。）
賃金	○准看護師 181,000円～185,500円 ○正看護師 198,800円～210,800円 ※前歴換算あり	○1,391円/時間
各種手当	○期末手当（6月、12月、3月） ○扶養手当 ○寒冷地手当 ○住居手当 ○処遇改善手当（3月） ○通勤手当（片道10km以上）	○通勤手当（片道10km以上） ○処遇改善手当（3月） ○期末特別賃金（12月）
保険・福利厚生	○雇用 ○労災 ○厚生 ○健康 ○退職金制度あり	○労災
募集人数	いずれか1名	
年齢要件	65歳未満で通勤可能な方	
応募資格	○正看護師 ○准看護師 ※左記の資格のいずれかが必須 ○自動車免許（AT限定可）	
申込期日	<b>4月30日（火曜日）まで</b>	
提出書類	履歴書（顔写真付き）1通 資格証明書（写）1通	
選考日時	面接により決定させていただきます。 選考日時につきましては、応募者に別途ご連絡をさせていただきます。	
お問合せ・申込	〒098-1603 興部町東町「きらり」内 興部社協デイサービスセンター（担当 瀬川）Tel82-4106 ※質問等がございましたらお気軽にお電話下さい。	